

○和歌山県国民健康保険運営協議会条例

平成29年3月23日

条例第25号

和歌山県国民健康保険運営協議会条例をここに公布する。

和歌山県国民健康保険運営協議会条例

(設置)

第1条 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号。次条において「改正法」という。)附則第9条の規定に基づき、和歌山県国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 改正法附則第7条の規定による国民健康保険事業の運営に関する方針の作成に関すること。
- (2) 改正法第4条の規定による改正後の国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第75条の7第1項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する重要事項

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に定める委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者を代表する委員 3人
- (2) 保険医又は保険薬剤師(健康保険法(大正11年法律第70号)第64条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。第5条第2項において同じ。)を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人
- (4) 被用者保険等保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第7条第3項に規定する被用者保険等保険者をいう。第5条第2項において同じ。)を代表する委員 2人

2 委員は、知事が任命する。

3 委員の任期は、前項の規定による任命の日から平成30年3月31日までとする。

(会長)

第4条 協議会に会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、国民健康保険の被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者を代表する委員各1人以上を含む過半数の委員が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成29年3月31日までの間における第3条第1項第4号の規定の適用については、同号中「高齢者の医療の確保に関する法律」とあるのは、「改正法第10条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律」と読み替えるものとする。